

「日の丸・君が代」問題等に関する質問書

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

☆ 事前に文書でいただきたい資料

以下の資料を、事前に文書にていただけるよう、お願いします。

1. ひのきみ関連

東京では、2003年10月23日の「10・23通達」以降、処分が激増しました。「10・23通達」については、国連自由権規約委員会も List of Issues で日本政府に質問しています。そこで、「10・23通達」発令の年を含む2001年度から2020年度まで20年間、全国の国旗国歌起立斉唱に関わる職務命令違反で処分された数を、処分量定毎に、都道府県別でお示し下さい。

2. 教員免許更新制見直し関連

教員免許更新制が施行された2011年からこれまで10年間での免許失効数の統計を、年度別・国公立私立別・都道府県別・免許の種類別・失効の理由別に、把握しておられる範囲で、提示されたい。

I、大阪府・市の教育行政に関する質問

1. 大阪市の「COVID19緊急事態宣言」に伴う「原則オンライン授業」の決定について

大阪府を含む4都府県からの要請を受け、4月25日、政府は当該地方への「緊急事態宣言」を発出しました。松井大阪市長は、「宣言」発出前の4月19日には、大阪市立の小中学校の通常授業を中止し「原則オンライン授業」に切り替えるという方針を大阪市教委の頭越しに明らかにしました。大阪市教育委員会は、市長の意向に逆らえず追認する事態になりました。

「原則オンライン」の概略は、小学校では「2時間目まで自宅でオンライン学習、登校後に教室で学習、全員給食の後下校」、中学校では「4時間目まで自宅でのオンライン学習、登校後に全員給食、午後は教室で学習」です。感染危険度の高い過密状態での喫食、過密40人の教室での学習活動の危険性の指摘、GIGA スクール構想の推進を早めたとは言え、ほとんどの学校では双方向のオンライン等 ICT を活用した授業を行うためのハード・ソフト両面の準備が整わない中で強行によって、学校現場が大きな困難と混乱に陥ったことは報道等でも周知の通りです。

現場の困難に対して、5月17日、大阪市立小学校の現職校長が市長及び教育長に対する「提言」を提出しました。松井市長は、提言の立場が「市の方針とは異なるものだ」「ルールに従えないなら組織を出るべき」と批判し、これに呼応する市議員が当該校長への懲戒処分を教育員会に迫っています。一方、萩生田文科大臣は、会見で「提言に耳を傾けてはどうか」と述べています。

本件に関わる以下について、貴省のご見解をお聞かせ願いたい。

- (1) 「学校保健安全法」第20条は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」としている。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条、第32条及び第33条よれば、大学及び幼保連携認定こども園以外の教育機関を所管する各教育委員会となるが、「学校の

全部または一部の休業」の権限を有する「学校の設置者」とは誰か。

- (2) 大阪府教委は、4月19日の松井市長会見を受けて、4月20日に市長部局と教育委員会事務局での協議を行い、4月22日に至って各校長宛通知(『ICTを活用した学習について(小中事務連絡)』)を行っている。この間、内容の決定に関わって、教育委員会議は招集されず、教育委員との持ち回り協議も行われていない。5月11日に定例的に開催された教育委員会議でも、教育委員から「報道によって初めて通知内容を知った」との発言があり、教育長は「市長のご判断により教育長として専決した」と明らかにしている。「学校の設置者」権限に鑑みて、市長会見から「学校の一部休業」決定に至る過程は適法に行われたと判断できるか。
- (3) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4により、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」の必要が生じた際に、市長と教育委員会との協議及び調査を必要とする場合の「総合教育会議」の招集を規定している。松井市長も、今回の措置が「子どもの命と安全を守る上での必要」と述べている。松井大阪市長は2020年9月以降同会議を招集しておらず、同会議の権限を超えて教育行政の重要事項に関する決定を独断で行っているが、この行為は適法か。

2. 職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

- (1) 大阪府教育庁は、国歌斉唱・起立の職務命令に2度目の違反をした職員への「処分理由書」の交付と同時に、「職員基本条例第29条2項(同一職務命令への3回目の違反に対する懲戒は免職を標準とする)」により今後は免職の可能性があると「警告書」の交付を行っている。

2019年に本会から、毎年の教職員の懲戒処分について全国調査「人事行政状況調査」に関わって、①3回で免職などの重い処分を規定している大阪府・市以外の自治体の存否、②3回で免職という処分適法性について質問を行った。貴省は、①調査の目的が異なるため把握していない、②懲戒処分は任命権者の権限であり回答できないとした。

しかし、貴省は、上記調査結果について、「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」(3文科初第45号 令和3年4月9日)において、「懲戒処分全般の基準の作成・公表と処分事案の公表」を全都道府県・政令指定市教育長に指示して進めてきたことを明記し、体罰・わいせつ行為・政治的行為・営利従事等につき懲戒の軽重や予防策等の指示をはじめ懲戒・分限事案に関する全般的な貴省の見解をのべ、全国教育委員会への指示を行っている。

本通知では、第1の2(1)において、「過去に懲戒処分歴のある者が再び非違行為を行った場合は、過去の懲戒処分歴を十分考慮し、より厳重な処分とすること」としてこととの関係で、上記①②の質問に改めて回答をお願いしたい。

- (2) 大阪府教育庁は、大阪府職員基本条例27条第1項では、「職務命令」が「地方公務員法第三十二条に規定する上司の職務上の命令であって、文書によるものに限る」としているため、教育長通達をもって全教職員に文書による職務命令がなされたものとし、校長による職務命令は「命令の周知徹底」を目的としているに過ぎないと回答している。

この点につき、2019年本会からの質問に対して、貴省は「職務命令が通達の形を取ることはあり得る」と回答した。しかし、2019年5月23日大阪高裁判決は、「校長が職務命令として明確に命ずる行為がなかった場合でも、対象者の認識や理解により職務命令の効力が左右されることは法の安定性を害する」ため教育長通達をもって全職員への職務命令がなされたのみならずという府教育庁の主張を採用せず、当該への戒告処分を取り消した。改めて、「職務命令が通達の形を取ることはあり得る」とする貴省見解の法的根拠をお答え願いたい。

3. 本来「絶対評価」であるべき高校入試の内申評定を、独自テスト(「チャレンジテスト」)を用い「大阪府全域の相対評価」に歪めている大阪府の教育行政について

〈チャレンジテストを利用した「府内統一ルール」〉

大阪府は、2016年度の高校入試から独自テスト「チャレンジテスト」の点数により調査書(内申)の評定分布を学校ごとに差別化する政策、「大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書評定の府内統一ルール」(以下、府内統一ルール)を継続している。これは、絶対評価であるはずの評定を大阪府全域の「相対評価」に置き換えたものに他ならず、地域間・学校間差別を顕在化させている。その差別化や格差の固定化のよっては、深刻な人権侵害につながる可能性がある。実際に人権侵害や入試選抜の不公平性について司法への訴えを含む事態が起こる前に、貴省のよる実態(事実関係)の詳細な調査とその結果に基づく具体的な対応をとられるようお願いしたい。

〈質問と要望〉

- (1) 2020年度の内申評価については、特に学校ごとの著しい不公平性があらわになった。一例(資料①)を示す。ある中学の評定分布であるが、教員からは「評価平均の範囲に収めるため、これではまともな評価ができない」との声が出ている。しかし、これとて「府内統一ルール」に従えばなんら問題のない正当な評価ということになる。貴省の「府内統一ルール」についての見解を伺いたい。

〔資料①〕大阪府のある公立中学校の2020年度3年生内申点の分布

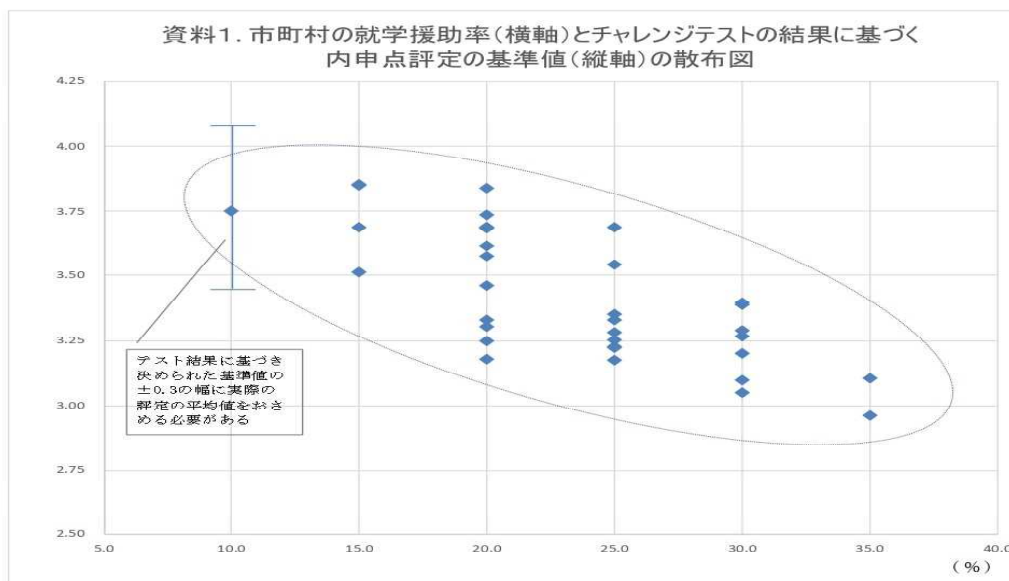
評定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語
5	100 (76%)	83 (63%)	99 (75%)	103 (78%)	59 (45%)	93 (70%)	73 (55%)	77 (58%)	69 (52%)
4	10 (8%)	24 (18%)	18 (14%)	16 (12%)	53 (40%)	23 (17%)	55 (42%)	45 (34%)	50 (38%)
3	16 (12%)	18 (14%)	14 (11%)	13 (10%)	14 (11%)	14 (11%)	2 (2%)	9 (7%)	11 (8%)
2	6	7	1	0	6	2	2	0	2
1	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(参考) 令和2年度千葉県公立高等学校入学者選抜における学習成績分布表等の公表についてより
千葉市教育委員会中学校別学習成績分布表

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/press/2020/koukounyuushi/documents/06-2r2chibashi-ind.pdf>

- (2) 「大阪府チャレンジテストにおける『団体戦方式』の問題—地域間の経済格差が内申点評定に反映される仕組み」(『日本の科学者』8月号所収 関西学院大学 濱元伸彦氏)が発表されている。この論考についての貴省の見解を伺いたい。とくに、下記に示す社会経済的事象が顕著に表れる「府内統一ルール」について、貴省の見解を伺いたい。

- ①大阪府の現行の内申評価(団体戦方式)は、地域間の経済的な格差が各校の高校入試における有利・不利につながるメカニズムであり、不公正を是認する制度となっている。
- ②生徒集団の平均点が、かれらの内申点を左右する状況は、学力の低い子どもに対して排他的な学校の雰囲気をもたらしかねない。実際、低学力の生徒たちがテストの当日、受験せず、自主的に休むような状況があると教員の声を聞くことがある
- ③資料②「市町村の就学援助率とチャレンジテストの結果に基づく内申点評定の基準値の散布図」(同上 濱元伸彦氏作成)に表れているように、就学援助率が低い市町村(つまり、社会的社会経済的背景が有利な市町村)ほど、チャレンジテストの平均点が高く、それにより評定基準値が高くなっていることを意味している。



- (3) そもそも、調査書(いわゆる内申書)は高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものである。さらに、評価についても「集団に準拠した評価」(いわゆる相対評価)から、「目標に準拠した評価」(いわゆる絶対評価)に変更され、現在では、すべての都道府県が調査書(内申評価)は絶対評価としている。ところが大阪のチャレンジテストを利用した府内統ルールは、大阪府全域を一つの集団と捉え、中学ごとの「評定平均の範囲」を決定する。これは絶対評価とはいえない。貴省の見解を伺いたい。
- (4) 何より、人権侵害を引き起こしかねない、チャレンジテストを利用した府内統ルールにより学校現場でどのような問題が起こっているか、広く現場の教員に聴取し、実態調査をお願いしたい。

4. 大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式について

本会は、2019年度の貴省への質問で、「平成26年度卒業式及び平成27年度入学式の実施について(通知)」(大阪府教委2015年1月)が「不起立・不斉唱の判断基準」として、「起立行為または斉唱行為の一部だけを取り上げ、形式的に判断するのではなく、各職員の起立行為または斉唱行為を総合的に現認し、公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各職員がとっているか否かという観点で判断すべきである」として点と卒業式や入学式において介助を必要とする児童生徒への「合理的配慮」の結果として、教職員の「不起立」が問題となる場合の判断について貴省に回答を求めた。ところが、貴省はこれらの問題はすべて「各学校において判断させるもの」だとして、回答を行わなかった。

「合理的配慮」が必要とされる場面において、各学校が子どもの人権を最優先の事項として取り扱うことが可能な状態にあり、すべての学校で校長及び教職員が民主的に児童生徒の実態に即して判断することができる場合は、2019年度回答で十分である。しかし、校長一人ひとりに「職務命令」として参列教職員の全員をもれなく「起立」させること、児童生徒のその日の状況を前もって予測することが困難な状況にあっても、参列教職員全員に「起立」することのみを指示する「職務命令」が行われている。このような場合、東京や大阪では、校長に対して詳細に具体事例に即したQ & Aが作成されているが、教職員への全部開示も行われていない。

このような状態で、現場で児童生徒介助にあたる教職員が、児童生徒への最も有効な対応を優先するのか、「職務命令」を優先するのか、判断が人権侵害につながる恐れが生じる場合どうすればよいのか、貴省の考えをお聞き

かせ願いたい。

Ⅱ、教育問題全般に関わる質問

1. 全国一斉臨時休業問題

- (1) 文科省として2020年2月27日の首相の「全国一斉休業要請」について、法的根拠があったと考えるのか？あったのならその根拠を示されたい。もし法的根拠がなかったとすれば、教基法16条の禁ずる教育に対する不当な支配に該当するのではないか。だとしたら、文科省として抗議すべきではないか。また、今後同様の「要請」があった場合には、どのように判断され、対応されるおつもりかか。
- (2) 緊急の事態に際して、政府が一定の行動をお願いする場合があるとしても、①要請内容がその時点で保有する知見に裏付けられ、②要請側(政府)において組織的に十分検討されたものであって、③権限と責任を有する被要請側(学校設置者)の判断を尊重するものでなければならぬと考えるが、今回の「休業要請」において、以上の各々の点についてはどうであったと考えているのか？

2. 制度制定から10年を経て、中教審にて教員免許更新制の見直しが始まった。この問題について、以下の質問に答えられたい。

- (1) 文部科学省が中教審に教員免許更新制の抜本的見直しを諮問しているが、それはこの制度に問題があると認識しているということか。その問題点とは何か。
- (2) 文科省として、見直しの方向性を持っているのか。この際廃止する考えはあるか。
- (3) 「うっかり失効」、中でも管理職の間違った認識によって失効した人には、救済措置を講ずる考えはあるか。(その後再取得して勤務した場合に「勤続年数」などで不利にならないようにするなど。)

3. GIGAスクール構想について

現在、各学校において記録されている「指導要録」では、学校教育法及び同施行規則により、個人の教育データの保管期限は指導記録で5年間、学籍の記録で20年とされ、期限終了後は速やかに廃棄されなければならないものである。そもそも、児童生徒の個人情報、学校が子どもたちを指導する目的のために収集し加工するものである。

しかし、GIGA スクール構想において、すべての児童生徒に関するデータがクラウド上の「学習ログ」等に蓄積され、卒業後も進学先等に引き継がれまた、蓄積データを相互に交換、分析をするための相互運用性を確保するためにデータの内容や規格の標準化を進めるとしている。これは、個人情報の目的外使用にあたるのではないか。

この件に関し、以下の質問への回答をお願いしたい。

- (1) GIGAスクール構想に伴って導入が進められている「学習ログ」や例えば大阪市が導入している「ダッシュボード (SKIP)」システムに蓄積される個人情報の内容及び保存期間は、いかなる法令によって規制されているのか。とくに、「学習ログ」等の個人情報を幼小中高と学校を跨いで引き継ぐ場合の法的根拠はどこにあるのか。また、法令の改廃が検討されている場合には、その内容と行程を明らかにしていただきたい。
- (2) そもそも、「指導要録」とは何か、その目的は何か。「学習ログ」の記録等の規格の標準化や相互運用は、たとえ「匿名加工」されたものであっても、個人情報の目的外使用になるのではないか。貴省の見解を明らかにしていただきたい。
- (3) 貴省は、学校等が管理する個人データの「標準化」と「相互運用」を行っても、大綱的基準である「指導要領」の内容を超えて各学校にある教育課程編成の権限を制約することにはならず、画一的な教育の押しつけにはならないと述べる。その根拠を明らかにしていただきたい。
- (4) 生徒・学生の就職活動等に際して、調査書など学校等が管理する個人情報を学校を介して提供する場合と異なり、「学習ログ」等に蓄積され「自己管理」とされるデータを行政や民間企業が求める場合には、生徒・学生にとって

は半強制的な「情報提供の同意」となりかねない。個人の情報と人格権を保護するための指針と具体策を明らかにしていただきたい。

- (5) 学校においては、どのような情報が「個人情報保護法」第2条3項の「要配慮個人情報」にあたるか。また、上記「GIGAスクール」構想に関わる個人情報の扱いの変化の中で「要配慮個人情報」はどのように守られるのか。貴省の見解を明らかにしていただきたい。

4. 新学習指導要領について

- (1) 高校公民科新科目「公共」では、「現代社会」で学習されていた内容が同様に発展的に引き継がれているのか。その例を具体的に示されたい。もし、引き継がれていないでもよいとするならば、「現代社会」で学習した内容が「公共」では学習されなくてもよいことになる。国が一定程度の学力の水準を保証することを放棄したことになるのではないか。そのことと関連するが、「公共」では憲法学習の独立した項目がない。憲法学習はどこで行うことを考えればよいのか。

- (2) 「総則 第3款 生徒の主体的・対話的で深い学び」というのはあくまでも指導方法の理念を示した文言と考えられるが、この部分はいわゆる「アクティブ・ラーニング」という具体的な指導方法のことをさしているのか。もしそうだとすれば、教育の方法までも「法規的」文書に書き込むことになり問題が生じるとは考えないか。また「生徒の主体的・対話的で深い学び」はオンラインの学習によって実現されると考えているのか。

学習指導要領は教育課程の大綱的基準であるとの解釈を新学習指導要領は序文の中で示しているが、その規定を逸脱することにはならないか。

5. 児童生徒のオリンピック観戦動員について

コロナ感染が止まない中、都教委が公立学校の児童・生徒に東京2020オリンピック・パラリンピックを観戦させる計画を撤回しないことに、保護者をはじめ各界から批判が集中している。また、都教委は中高生の大会ボランティア計画についても撤回していない。各県教委は独立した組織であり、文科省がそこに対して指揮命令する立場にはないことは承知だが、ことは直接、人命にかかわる問題である。人命を軽視したこの件について、文科省はどう考えるか。また、都教委に対し計画を中止するよう指導助言すべきではないのか。大会組織委員会や東京都に対しても少なくとも、児童・生徒の観戦をさせないよう意見すべきではないのか。

6. 教科書検定における『従軍慰安婦』用語の使用について

「教科書検定基準(政府見解規則)」には、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」とある。

『従軍慰安婦』用語に関わっては、「政府の統一的な見解」として、『従軍慰安婦』を用いている「河野談話」(1993年8月4日)と、『従軍慰安婦』用語の使用は誤解を招く恐れがあるとする「答弁書」(2021年4月27日)と、相反する閣議決定が存在する。また「最高裁判所の判例」としては、『軍隊慰安婦』という表現を用いている判決文(2004年11月29日)、『強制連行』という表現を用いている判決文(2007年11月1日)なども存在する。

『従軍慰安婦』用語の記載のある教科書は、検定基準違反になるのかならないのか、その理由とともに説明されたい。

Ⅲ、「日の丸・君が代」強制と人権に関わる質問

1. コロナ禍における国歌斉唱命令について

コロナ禍の昨春・今春の、卒入学式の実施に関する東京都や大阪府の指示は、学習指導要領国旗国歌条項を理由として卒入学式における「君が代」を必須としており、明らかに式に参加する子どもたちや教職員・保護者への感染防止や健康よりも、「国歌斉唱」を最優先とする対応であり、きわめて危険なものである。

文科省による「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」(令和2年2月25日)は、「国旗国歌」の判断を各都道府県・指定都市教育委員会の判断に委ねたかのような形式を取りつつ、敢えて「国旗国歌」問題に触れないことで「国歌斉唱」の実施は自明のこととして強制する姿勢を全国に示したものである。このような無責任で危険な態度を厳しく批判するとともに、文科省の見解を求める。

- (1) 学習指導要領の原則を守ることと、児童・生徒の健康を優先して式の運営をすることとはどちらが大事だと考えるのか。
- (2) 東京都や大阪府のように、子どもたちや教職員・保護者への感染防止や健康よりも「国歌斉唱」を最優先した式が行われたことは適切であったと考えているのか。
- (3) 全国への通知では、飛沫感染の可能性のある国歌斉唱は、演奏のみにするなど柔軟な対応をする、と明確に書くべきだったのではないのか。

2. 学習指導要領と国際水準の人権保障について

(1) 「世界人権宣言」が学習指導要領に記載されていないことについて

わが国は、国際社会の一員として「人権教育のための国連10年」決議(1994)に基づいて人権教育に係る施策をすすめている。ところが、『学習指導要領』には小中高を通して、「世界人権宣言」という言葉も、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」が国際社会にはあることも、取り上げられていない。

「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」(教基法第2条)のために、国際人権の学習は不可欠な重要事であり、『学習指導要領』に記載があつてしかるべきである。

加えて、わが国が批准している『自由権規約』や『子どもの権利条約』の政府報告審査の総括所見において、各々の人権の広報・普及に努めるよう勧告がなされており(自由権規約第6回審査「総括所見」パラグラフ27、子どもの権利条約第4・5回審査「総括所見」パラグラフ13)、『学習指導要領』に「世界人権宣言」の記載がないことは、人権教育に積極的に取り組む姿勢が足りないと取られても仕方がないのではないのか。一刻も早く『学習指導要領』へ記載されたい。

(2) 中学校学習指導要領記載の「国際的な儀礼」の根拠法令ないし国際文書

『新学習指導要領』(中学公民的分野)、3. 内容の取扱い (5)アには、

「アの(ア)の『国家間の相互の主権の尊重と協力』との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること」とある。

ここに言う「国際的な儀礼」について、定義づけられている法規ないし国際文書を示されたい。またその定義の中で、「尊重する態度」とは「起立斉唱すること」であることが分かる部分を指摘されたい。

(3) 国際人権基準を外れる「学習指導要領国旗国歌条項」は速やかに廃止されるべきこと

学習指導要領の国旗国歌条項について『高等学校学習指導要領解説』には、国旗掲揚国歌斉唱の意義について、「国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」として、子どもたちに「尊重する態度」を育てることを求めている。そしてこの条項を根拠に、教員に対する起立斉唱の職務命令が出され多数の処分を生んでいる。

しかし、逆に国際社会では「旗や歌などのシンボルに敬意を表さないこと(dis・respect)で罰してはならない」(自由権規約一般的意見34パラグラフ38)として、「敬意を表さない(dis・respect)」表現の自由を保障している。

また、2013年、当実行委員会と文科省との話し合いの中で、当会からの「国際的な人権条約で、教育に関わって尊敬(respect)の対象になっている項目は何か、その中に国旗国歌は含まれているか」の質問に対し、文科省は、前者については5つの人権条約から複数の項目を挙げ、後者については「私共が調べた中には国旗国歌はございませんでした。」(本岡寛子大臣官房国際課企画係長)と回答した。即ち、国旗国歌に対する敬意表明(respect)は国際常識とは言えないことは明らかになっている。

以上のことから、不起立教員の処分の根拠となっている学習指導要領国旗国歌条項は、国際人権基準を外れて

敬意表明 (respect) を求めていることは明らかあり、国際基準に即して速やかに廃止されたい。

(4) 教員の市民的権利について

2018年の CEART からの勧告では、「教師は国旗掲揚儀式に同意せず、それに反対する意見を表明し、それを換えようとする取り組みに参加する一般的な権利を有する」(第98項)として、教員にも思想良心に基づいて不起立行為等を実行する市民的権利があることを認めている。その根拠としては、世界人権宣言、自由権規約19条、ILO 151強情約9条などを挙げている(第95項)。

自由権規約の締約国であるわが国の教育行政の監督官庁である文科省は、教員に市民的権利があることについては CEART と同じ認識か。そして、教員の市民的権利を保障するために行っている施策があれば示されたい。

3. 自由権規約第7回審査日本政府回答に関する質問

(1) 政府回答パラグラフ216の「正しい目的」について

規約19条3項では、制約には「正しい目的」を求めているところ、政府報告パラグラフ216には「目的は、生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制することではない」と記載されている。しかし何を以て「内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」と言うのか、不明である。

2020年12月11日、他のNGO団体との話し合いの中で、NGOから、東京都では卒業式の「進行表」に、「不起立の生徒がいる場合、司会は『ご起立ください』と言う」と、起立を促す文言を入れ、起立するまで式を始めないよう全都立高に指導しているという具体例を挙げて、このようなやり方は強制に当たらないか、と質問がなされたのに対して、文科省は「そういったことは各学校また設置者の方でご判断されて進行なさるもの」(依田浩崇初等中等教育局初等中等教育課程課企画調査係長)と回答し、文科省としてこの具体例に関する判断を回避した。このケースで、文科省は都教委の指導のやり方を事実上黙認したことになる。

それでは文科省として、「生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」とは、どのようなケースを想定されているのか。「生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」ような事態が発生しないように、何らかの指導なり通知なりガイドラインを示したことはあるか。あれば示していただきたい。

何もせずただ地教委に判断を丸投げしているだけなら、「目的」に沿った運用がなされている証明にならないし、「10・23通達」が規約19条3項に違反していないことの説明になっていない。

(2) 政府回答パラグラフ217の「法律による定め」について

規約19条3項では、制約は「立法によること」を求められているところ、パラグラフ217では、根拠法令として『地方公務員法』30条・32条を挙げている。ところが、同法には「起立斉唱」を義務付ける定めはない。

2020年12月11日他のNGOとの話し合いの中で、文科省は「地方公務員法30条及び32条と、学習指導要領を含めまして、起立斉唱を明記した法令はないと認識しております」(竹野健太初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門職)と、国旗国歌に対して起立斉唱することを定めた法律は存在しないことを認めている。

とするなら、地公法に「起立斉唱すべし」との規定がない以上、規約19条3項の「立法による」という条件を満たしたことになる。 「10・23通達」は規約違反と言うべきではないか。

(3) 地方公共団体の自由権規約遵守義務について

「10・23通達」発出主体の東京都教育委員会は、2021年2月21日、他のNGOの質問に対して、「都教育委員会は、締約国の地方公共団体として国際人権規約について答える立場にありません」と、自らは国際人権規約に拘束されないと立場を公然と表明している。

しかし、締約国の地方公共団体には条約遵守義務があることは規約上明らかであり、2020年12月11日他のNGOとの話し合いの中で、文科省も「東京都教育委員会など地方公共団体における活動も含めて義務を履行されるべき責務を負っていると承知している」(竹野健太初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門職)と回答している。

とするなら、都教委の誤った認識をいつまでも放置していることは締約国としての国際信義上からも許されない。監督官庁として都教委をキチンと指導していただきたい。